

議員定数のあり方に関する 調査特別委員会会議録

令和5年9月27日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：45

【 案 件 】

1. 議員定数のあり方について
2. 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○委員長

ただいまから、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議員定数のあり方について」及び「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。

本日の進め方ですが、先日の委員会に残っているのは、資料要求と採決だけでしたが、先の委員会において、金子委員、小幡委員の提案について提案者側と事務局の間で、議長会の見解に関してずれがあったことを確認しております。その点については、後ほど議会事務局より説明させます。その確認を受けて、提案者より修正等の申し入れがっておりますので、その説明を受け、質疑を行いたいと思います。

その後、採決となりますが、提案の1番と6番については、それぞれ藤間委員、藤堂委員より保留したい旨の申し出がっております。

また、前回の委員会懇談会において、正副委員長としては、瀬戸委員、道祖委員及び藤間委員より提案のあった「アンケートの実施」と金子委員及び小幡委員より提案のあった「アドバイザーの設置」及び「学識経験者や公募市民などによる諮問委員会（仮称）を作り、議論を深めていく」ことについては、対案であることから、いずれか二者択一とする旨の発言をしておりましたが、これについては撤回させていただき、保留の申し出があった提案を除き、順にお諮りしたいと考えております。

なお、瀬戸委員、道祖委員及び藤間委員より提案のあった「アンケートの実施」については、同様の趣旨ですので、2番から4番までは一括して採決を行いたいと思います。

また、金子委員、小幡委員より提案のありました5-1、5-2につきましても、一括して採決を行いたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（ 異議ありとの声あり ）

○田中博文委員

今の議長の進め方の提案ですけども、異議がございます。撤回されずに、2つ、アンケートと諮問委員会という形で、諮っていただけたらと思っておりますけど。

○委員長

正副委員長といたしましては、さきの委員会では、そのような私どもの諮り方に対して異議が結構ございました。ですので、この提案については、一旦撤回をさせていただき、通常のルールどおりに、順番にお諮りをさせていただきたいということがございます。

○田中博文委員

私は異議ありで、別に変えることはございません。（発言する者あり）

○委員長

もう一度説明いたしましょうか。申し訳ありません。もう一度ご説明させていただきます。

先日の委員会に残っておりますのは、資料要求と採決だけというふうな形でございます。ただ、さきの委員会において、金子委員、小幡委員の提案について、提案者側と議会事務局の

間で、議長会の見解についてずれがあったことを確認しております。ですので、その点について、後ほど議会事務局より説明をいただきます。その確認を受けて、提案者より修正等の申し出がっておりますので、その説明を受け、質疑を行いたいと思います。その後に採決となります。採決になるんですが、お手元に1番から6番まで一覧表があるかと思います。ですが、この提案の1番と6番ですね、藤間委員の1番、「討論会を賛成、反対に分かれて」というご提案、そして6番の藤堂委員の「議員（会派）での説明会の実施」につきましては、それぞれ保留したい旨の申し出がっております。

また、前回の委員会懇談会において、正副委員長として、瀬戸委員、道祖委員、藤間委員の提案の「アンケートの実施」と、金子委員、小幡委員の提案の「アドバイザーの設置」及び「学識経験者や公募市民などによる諮問委員会をつくって、議論を深めていく」、これについては二者択一とさせていただきたいという提案をしておりましたが、このことについては異議が多くございましたので、正副委員長として改めて協議をした結果、これについては撤回させていただき、通常のルールどおりに保留の申し出があった提案を除いて、順にお諮りしたいと考えております。（発言する者あり）

そうですね、両方賛成ということがあり得るということになります。それと、瀬戸委員、道祖委員及び藤間委員の提案のあった「アンケートの実施」については、同様の趣旨ですので、一括して採決を行いたいと思います。「アンケートの実施」というくくりで採決を行います。もう1つは、金子委員、小幡委員の提案のありました5-1、5-2についても、一括として採決を行いたいと思います。要するに、採決としては、それぞれその2つです。「アンケートの実施」について、やるかどうか。もう1つは、5-1、5-2の「アドバイザーの設置」と、「学識経験者等の会議体をつくって、議論を進めていく」、これのワンパッケージ、これの2つの採決を行いたいと考えております。

○深町委員

アンケートは必ず要ると私は思うんですけど、アドバイザーの設置も欲しいんですよ。2つあっていいわけですか。

○委員長

はい、そのとおりでございます。

○深町委員

この中で2つとか3つとか、自分が欲しいものには立っていいということですか。

○委員長

そうです。採決するのは2回です。アンケートの実施が1回と、アドバイザーと学識経験者等々の会議ですね、これはもうワンパッケージですので、採決としては2回になります。

○川上委員

私がこの間、認識している範囲では、5-1は法的根拠があるということなんですよね、100条の2項で。（発言する者あり）

○委員長

休憩はしておりません。（発言する者あり）開会中です。川上委員どうぞ。

○川上委員

この5-1のアドバイザーの設置については、前回、説明によれば、地方自治法第100条の2項によって設置が法的に認められる根拠があるという説明でした。5-2については、それが無いということでした。そうであればですね、そこでもうそれぞれに分かれてしまうのではないかと思うんですよ。だから、そういうものを一括して採決の対象にするのは正しくないのではないかと思います。

○委員長

その分ですが、先ほどお話ししましたように、さきの委員会で、金子委員、小幡委員の提案に

ついて、議長会の見解についてずれが生じているというお話しましたよね。まさにその点についてなんです。ですので、その点について、その後に議会事務局のほうから説明していただいて、その後、提案者側のほうから修正等の申し入れがっておりますので、その説明を受けて、その質疑の中で確認していただければいいかと思います。法的根拠があるかどうかについて、整理をしておりますので。

○坂平委員

今言われよった件で、修正等の申し出が出ているのであれば、先に修正の案を出してもらわないと、今川上委員が言われるように、そぐわないというものがありますんでね、採決をした後に修正等の申し出はおかしいと思うんですよ。

○委員長

坂平委員、そのとおりです。採決後に修正等の申し入れがあるのはおかしいですので、今は流れをこうやって説明させていただいています。その後に、そういった流れでいいという形になりましたら、まず、事務局のほうから、その見解のずれについて説明させていただいて、その後、修正について提案をしていただきます。そして質疑をやって、それから採決になります。もちろんそのとおりです。よろしいですか。

○瀬戸委員

田中博文委員が反対ということを言われていますので、これは皆さんに諮らなくていいんですか。採決をとらなくていいんですか。

○佐藤委員

説明を受けて、それで納得した上で、採決の方法を決めないと、そこで止まっているんだと思うんですね。今、流れだけで、採決の方法は、その説明が終わった後にするのかどうか、はっきり言ってもらったら、みんな納得できるんじゃないかと思います。

○委員長

今、流れについてご説明しました。そしてそのあとに、流れとしてはその形でよいというような形でしたら、まず、議会事務局から見解のずれについて説明をしていただいて、その分に関する修正の分を、提案者のほうから補足説明いただきます。そして質疑を受けて、そして質疑が終了しましたら、採決をお諮りいたします。その採決については、先ほど言いましたように、1番目と6番目については保留ということです。そして、2、3、4のアンケートについては一本として、（発言する者あり）

○佐藤委員

説明をいただいて、その後に採決の方法を決めたほうがいいんじゃないかと、僕は思うんですね。そうしないとな中身が分からんのに、今、中身がどう変わっていくか分からんのに、その上で採決の方法を今説明されても納得できないと。その中身が決まってから、採決の方法を決めたほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長

すみません。そうしましたら、まず、さっきのずれの部分について、採決の諮り方については、一旦保留させていただいて、先に議会事務局の説明をさせていただいて、提案の修正についてお話いただいて、質疑をして、それからもう一度、採決についてお諮りさせていただく形でよろしいですか。

（ 異議なし ）

分かりました。すみません。そうしましたら、そういう形でさせていただきます。よろしいですか。田中博文委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、5番目の金子委員、小幡委員の提案につきましては、先ほど申しましたように、提案者と事務局の間で、議長会の見解についてずれがございますので、まずその点について、

議会事務局より説明させます。

○議会事務局次長

前回、特別委員会の中で、金子委員、小幡委員のご提案が、附属機関に当たるのではないかとということで、事務局として議長の見解を述べさせていただいたところでございますが、そのあと提案者とお話しする中で、附属機関ではありませんと。100条の2に基づいて、そういった機関を設置するんですよというお話がありましたので、それを踏まえて議長のほうに改めて確認をしておりますので、その内容をここでお示しをさせていただきます。

まず1つ目の質問としまして、飯塚市では特別委員会を設置し、「議員定数のあり方について」、それから「飯塚市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」についてを付託して、審査をしております。その中で専門的調査を行うため、地方自治法第100条の2を設置根拠に、合議制の調査機関を設置することを考えているが可能か。また、可能であるとき、市民会議、審議会、調査会議等の名称で構わないかという質問です。

それに対する議長の回答としましては、地方自治法第100条の2を設置根拠にする合議の調査機関であれば、設置可能である。また、名称については、審議会といったような名称など附属機関と捉えられかねないような紛らわしい名称は避けるなど考慮すべきであるという回答でございました。

続きまして、2つ目の質問としまして、地方自治法第100条の2の活用の際には、議決が必要になるかと思うが、調査対象の事項、期間、調査の相手方の選出方法等を定めた設置要綱の提案、議決でも可能か。それとも調査の相手方については、個別の氏名まで必要とするのか。また、調査の相手方としては、学識経験者、各種団体の推薦する者、公募の市民、論文審査により選考を考えている。各種団体の推薦する者を、当自治体に精通している者として学識経験者等に含めることができるか。同じく、公募の市民を当自治体に精通する者として学識経験者等に含めることができるかというお尋ねをしました。

それに対する回答としましては、お考えの要綱での設置も可能と考える。また、各種団体の推薦する者、公募の市民、論文審査による選考についても、専門性があると議会で判断すれば可能と考えるが、地方自治法第100条の2の規定は、高度な知見を有する方を、議会のブレイクとして活用することを目的として改正がなされたものである。市民だから駄目だということではないが、市民としての感覚や感想を問うような目的で市民を選定することは、法の趣旨に反するものであり、学識経験を有する者等の選定に当たっては、法の趣旨を十分理解いただいた上で行っていただきたいという回答をいただいております。以上です。

○委員長

次に、修正内容について補足説明をお願いいたします。提案者、どうぞ前のほうへおいでください。

○金子委員

おはようございます。私のほうから補足説明させていただきます。先ほど事務局と私たちの提案のもので、ずれがあったというような説明がありました。その大きな原因は、私たちが、仮称とはいえ諮問という言葉を使ったことにあると思います。その点をまずお詫びいたします。その上で、ずれをなくすために、提案を一部修正いたしておりますので、補足説明させていただきます。先ほど事務局から説明していただいたとおり、市議会議長会は、地方自治法100条の2を設置根拠にする合議の調査機関であれば設置が可能。また、各種団体が推薦する者、公募市民についても、専門性があると議会が判断した場合は、委員となり得ることが可能と判断したとのこと。私たちが今回提案しているのは、附属機関ではなく、地方自治法100条の2を設置根拠にする合議の調査機関でありますので、設置は法的に問題ないと考えております。

その上で、最初に述べました、諮問という言葉について修正いたします。提案の2では、学

識経験者や公募市民などによる諮問委員会（仮称）をつくり、議論を深めていくとして、会議体の名称案を諮問委員会としておりましたが、会議の目的を明確にするため、名称を調査会議と修正させていただきます。また、あわせて要綱案も再度作成しておりますので、御覧ください。この要綱案は、先ほどの議長会の見解のずれに対応した上で、事務局に疑義がある点を指摘していただき、用語等の修正を行いました。提案が採用されましたら、議員提出議案として提案したいと考えています。

また、先日の委員会で、奥山委員、道祖委員より、私たちが資料として提出した中で、専門的知見の活用についてまとめた資料について質問及び資料要求がなされておりました。道祖委員は事務局に至急出してほしいとして、資料要求をなされておりましたが、ほかの議会も9月議会の開会中であり、経緯等を含め調査しているということで、本日は資料が出ておりません。このままでは、求める資料が出ていないことから、採決ができないという意見もありましたが、それでは、その分のお時間をいただくこととなり、道祖委員の言われる1年以内を目途として結論を出すという期限がずれることとなります。それは、私たちとしては本意ではありませんので、道祖委員お求めの調査を行うようになった経緯は、調査はできておりませんが、それ以外のどこの自治体が、いつ、どのような活用を行って、その結果、定数がどう変わったかについては、私たちのほうで調査して一覧表を作成し、資料として提出していますので、御覧ください。御覧いただくとお分かりかと思いますが、減ったところもあれば、変わっていないところもあります。また、所沢市のように、専門的知見としては、増やすという結論は出ましたが、当分の間、33に減らすとした事例もあります。この資料で、今日の委員会で提案を採決いただくだけの材料は提供できたのではないかと考えております。あわせて御覧いただければと思っております。

今回、提案させていただいているアドバイザーの設置及び学識経験者や公募市民による調査会議を持ち、議論を深めていく提案に関しましては、私たち議員だけで議論するのではなく、学識経験者から調査等の報告を受けたり、公募の市民、各種団体の推薦する方と、飯塚市議会の議員定数について調査会議を持ち、アンケートや市民意見を募集したり、市民懇談会について考えていくことは、議員定数について深く考える大変よい機会だと考えます。

また、この提案については、調査会議の主導ではありますが、市民懇談会、市民アンケートといった多様な場で市民の声を聴くことも含んでおります。今回は、1年をめどに結論を出すということを考えると、早い段階で実施内容について計画することが必要だと思います。市民懇談会を実施するとしても、実施の内容、場所、日程の調整など、計画から議会日よりやSNSを使っただけの広報、そして実施まで数カ月かかるのではないかと考えますし、それをこの特別委員会だけでやろうとすると、膨大な時間が必要になると思っております。市民に対しても早い時期で、全体的な流れを示すことが、私は必要だと思っております。限られた時間の中で、有意義な会議を持つためにも、アドバイザーの設置、調査会議の実施が有効と考えますので、ぜひご賛同をお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○委員長

提出者への質疑があれば、お受けいたします。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

先ほどですね、事務局から説明が、太田次長が説明した、その一般市民の方の公募で、この調査会議に入ってもらい、何か条件を言われていましたよね。もう一度教えてください。

○議会事務局次長

先ほど議長会からの回答として申し上げました。改めてお示しをします。先ほど言いました、市民の中から各種団体の推薦する者であったり、公募の市民、これは論文審査により選考するといったことについては、専門性があると議会で判断すれば可能と考えるが、地方自治法第100条の2の規定は、高度な知見を有する方を議会のブレーンとして活用することを目的と

して改正がなされたものである。市民だから駄目だということではないが、市民としての感覚や感想を問うような目的で市民を選定することは、法の趣旨に反するものであり、学識経験を有する者等の選定に当たっては、法の趣旨を十分理解いただいた上で行っていただきたいというご回答を議長会からいただいております。

○瀬戸委員

今説明がありましたけど、この件について市民の代表を選ぶと、高度な知見を持った方と、その辺はどういうふうを選ぼうと思ってありますか。

○金子委員

私たちは小論文を使いたいと思っております。

○瀬戸委員

小論文を書いていただいて、誰が判断するんですか、高度な知見があると。

○金子委員

この特別委員会の中で決定していただければと思っております。

○瀬戸委員

そうすると、今さっき金子委員も言われたようにね、1年間を目途とするというふうになると、相当な時間を要してくるんじゃないかなと思うんですよね。その辺の時間、期間は、そういうことをやっていて大丈夫と思われませんか。

○金子委員

はい、大丈夫だと思っております。

○瀬戸委員

その辺の期間、どういうことをいつするか、大体の予定、タイムスケジュールとかがあれば、教えてください。

○金子委員

やっぱり時間がかかるとお思いますので、9月中に設置すれば、11月までにはできるのではないかと考えております。

○瀬戸委員

間に合わない場合はどうするんですか。

○金子委員

間に合うように努力したいと思っておりますけども、それしかありません。

○瀬戸委員

間に合うように努力すると、無理な選定の仕方とか、そういうことになってくるんじゃないかという不安もあるんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○金子委員

何でも一生懸命すると期間がどんどん長くなることは考えられますけども、できるだけ努力していきたいと思っております。

○瀬戸委員

提案者の2人が努力されるのではなくで、ここにいる全員がやらなくちゃいけないことですけど。間に合えばいいかな、間に合わないときは、これはできないということになりますけど、それはどういうふうに思って、今回、修正を出されていますか。

○金子委員

これは私たち2人ではなく、皆さん全員の特別委員会のやり方だと思っておりますけども、できるだけ早く、できるようにやっていくしかないと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

説明ありがとうございます。今、瀬戸委員も少し触れられましたが、アドバイザーとか、それから公募市民の専門性を有した方をこちらで決めるということでしたが、まずその人数ですね、人数に満たない場合は、設置はやらないということによろしいのでしょうか。

○金子委員

要綱の中には、以内と書いておりますので、申し込まれた中で決定してことを皆さんと協議したいと思っております。

○奥山委員

具体的に学識経験者1名、公募市民の方が、例えばそういう知識を持った方はいらっしゃると思いますが、ゼロになった場合、それでもこれを進めていくのかどうか、お尋ねします。

○金子委員

そのような場合も考えられるかもしれませんが、模索してやっていきたいと思っております。

○奥山委員

今の模索というのはどういう、ちょっと具体的な内容をお願いします。

○金子委員

これは仮の話なんですけども、10人に満たないとなった場合も、それはそれで考えていきたいと思っております。それでやっていくこともあると思っております。

○奥山委員

この設置についてはですね、特別委員会から、学識経験者の方であるとか、市民の専門性を有している方に公募をかけて、そこで小論文というお話だったんですけども、通常つくるのにどのぐらい期間がかかるのか分かりませんが、出していただいて、それを審査、審査の方法も分かりませんが、この方はふさわしいんだろうということで、審査で選ばれたとしますけれども、このアドバイザーとか、こういう調査会議が成り立つには、最低どのぐらいの公募なり選定なりが必要だというのがないと、ただ来られた方、選定された2人だけでやるとか、3人でオーケーだとか、何人以内ということですけども、そこをもう少し具体的にやらないと、中身が深いものになっていかないんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

○金子委員

質問委員の言われるとおりだと思います。いろんな意見を聞きながらやっていくしかないと思っております。

○奥山委員

先ほども冒頭に言いましたけれども、この特別委員会で公募のお願いをしますので、例えば人数が少なかった場合、これは私たちが設置は難しいねと、存続は難しいねという判断は、特別委員会でやっていいということなのか、その辺をお伺いします。

○金子委員

はい、その判断も特別委員会でするものだと考えております。

○奥山委員

先ほど何人以内ということでしたけども、何人以上というような、何人以上、何人以内というところを決めておかないとですね、なかなかその枠に達していかないことになろうかと思っておりますので、これが採決されて、なればそういうふうな公募等がかかる場合にですね、条件とか、それが必要になるのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。これは意見です。

○委員長

ほかに質疑はありません。

○瀬戸委員

先ほど聞いた中で、市民の方の、そういう知見を持った方を小論文で判断したいと。先ほど

この中で、28人で、その小論文を審査して、そしてその方を迎えるか迎えないかという話がありましたけど、とてもできる話じゃないと思うんですね。誰が、市民の方が一生懸命書いてきた論文を、よかったとか、悪かったとか、そんなことをこの28人で決めることが、果たして本当にできることなんでしょうか。無理があるんじゃないかなと、私は思っていますけど。

○金子委員

市民の方も一生懸命考えてきてくださることをですね、私たちは責任を持って決めていく必要があると、その責任があると思っております。

○瀬戸委員

例えば、それぞれ皆さん28人いるわけですから、考え方が違うと思うんですね。この人を選ぶか、選ばないかは、採決か何かするんですか、賛成、反対で。決か何かとるつもりですか。

○金子委員

その方法も皆さんと話し合っていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博文委員

ちょっと確認をさせていただきますけども、今、アドバイザーの方を、どういう方にするかというのは決まっていませんけども、仮にそれができて、そこでいろいろ審議されて、そこで答えが出てきます。そのままがいいのか、減らすのか、また増やすのかとか、そういったことを含めてのアドバイザー会議なのか。今回は28を24にするということの、道祖議員の提案から始まっていますので、ただ、そこだけを、アドバイザーのところの会議にお願いするのか。その結果を、この委員会が尊重するのか、しないのか。そこのところをはっきりしておかないと、お願いして、全然結果と違う形で議会が判断していいのか、そこのところの確認をお願いいたします。

○小幡委員

田中委員の質問に対しましては、前回も同じような質問がされていましたが、アドバイザーは有識者、学識経験者を、高度な知見を持たれた方を選びたいですね。その方々が進める会議の方法については、我々からは口出しをせずに、独自性を持ってやっていただきたいと。そこから出てくる最終的な報告書と申しますかね、それに対しては、各28人が真摯に受け止めますというスタイルで考えておりますので、その採決に従えとか従わないとかいうことは、今の段階では、個々の各28人の議員の裁量権ということで、相対的な答弁は、ちょっとしかねるということよろしいでしょうか。

○田中博文委員

そうすると、いろいろ学識の方とか、市民の方にも小論文をいただいて、それなりの気構えで来られて、結果を出されて、結局、議会が私たちと出したことと違う判断をするんだったら、一体何やったのかという形が残るんじゃないかというふうに心配しております。最終的には、もう4年前からこの話はずっと出てきて、議員が皆さん判断して、今28で、定数でやっているということですので、個人的には、いろんな方が、学識はいろいろなものがあるけれども、日本全国、同じ似たような自治体はございませんので、どれが正解かというのは多分ないと思います。それをアドバイザー会議に預けて持ってきた答えを、議会が違う方向に行って、それですんなりいくのかなと本当に心配します。最終的に議員が判断するのであれば、私はそのまま判断されて、議会、議員で判断した形たほうが、時間をかけて結果的にその方々の意に反するような形が出たときに、どうするんだろうかという心配です。

○小幡委員

田中委員のご心配も分かります。設置の目的はですね、前回、委員会で申したとおり、議会

の中だけで決めるのに対して、市民のほうが、私たちの意見も聴いてほしいという要望に応える形で、こういった調査会、もしくは、前回までは諮問委員会というような、諮問会議とかいうような表現をしておりましたが、市民からも検討していただくという趣旨です。

その調査結果、報告において、逆の反応をこの議会が示す、もしくはそのとおりにするのは、基本的にやってみないと分からないということで考えております。今おっしゃったとおり、この議会で、24名でいかどうかというのは、もう採決すればいいじゃないかとなりますと、今言いました我々の提案の趣旨、市民からいろんな考え方を幅広く聴きたいから、ちょっと外れていくので、そういう提案をさせていただいております。結果については、未来的な話でありますので、今の段階では何とも言えませんが、社会比較になる事例、みんながこういよう、よその自治体がこうしようからじゃなくて、田中委員おっしゃったとおり、当飯塚市議会がどう判断するかということに、条例も決まっていくものと考えておりますので、市民会議と当初言っておりました会議は、市民の意見を幅広く聴きたい手法の1つということで提案させていただいております。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

まずは議員定数に関する調査の資料をまとめていただいて、ありがとうございました。知らないこともあって、勉強になりました。その中で1つ驚きましたのが、例えば埼玉県所沢市ですとか、山口県の山陽小野田市ですかね、ここで学者の方が、今の議員数は22人だけでも、この市は25人が理想なんだと。すなわち学者の方が、この市は何人が理想だと言い切っているというのに驚きました。恐らく、学者の方なので、いろんな条件を持って、この人数を言い切っていらっしゃるんだと思います。一方で、市民の方からすれば、飯塚市が何人の市議会議員が理想だと、根拠を持って断言できる方はいらっしゃらないんじゃないかなと思います。いるかもしれません。そうすると、学者の方と市民の方が話し合いをして、最終報告書をつくるとなると、この最終報告書には、学者の方の意見が色濃く反映されるのではないかと。すなわち、この最終報告書、市民の声として提出されてきますけれども、実態としては、市民の中から特定の人を選抜されて、さらに学者と議論を重ねて、学者の言う飯塚市のいろんな条件からすれば、この人数が妥当なんだという意見に影響されてしまうので、この最終報告書を、市民の意見という名を持ちながらも、非常に一部の方の意見が出てくるんじゃないかということに危惧しております。学者の方の意見を聴く、市民の意見を聴くには賛成ではございますが、この市民と学者がつくり上げる最終報告書を、議会として尊重するんだというのは、さっき申し上げた懸念があるというのは、1回目の質問からずっと申し上げているところでございます。この点に関して、改めてご意見をお伺いできればと思います。

○小幡委員

報告書に懸念があると。それは、報告書はあくまでも報告書としての結果論です。1つの例として、24にしなさいと報告書が来れば、それを尊重して24にするという判断をする議員もいれば、その報告書を、表現は悪いけど、参考にはするけども、いや私は28がいいという議員がおってもいいかと思っておりますので、その報告書が無駄という考えはありません。今、藤間委員が言われるように学識経験者、大学教授と限定すれば、その主導で動くということもあり得ると思いますよ。それは、各種団体の方、公募で選ばれた市民の方が、その場でしっかりと意見をすることも、プロセスが大切だということです。

○藤間委員

もう少し今のご説明をお伺いしたいのですが、おっしゃるとおり、市民の方の意見を聴く、これが1番大事でございます。幸いこのように議会で取上げて、市民の方も来ていただいて、飯塚市の議員が何人であるべきか、そういった広い議論が巻き起こっていただいて、市民の方

1人1人が増やすべきか減らすべきかご判断いただいて、それを吸い上げる。それが1番大事なことだと思っております。一方で、この最終報告書は、特定の市民と学者を議論させて、結論を出す。これに意味があるのかという問いでございます。すなわち、学者の方の意見もしっかり聴けばいい。市民の方の意見もアンケートをとって、これは1回なのか2回なのか、例えば1回とって議論をして、マスコミの方にも取上げていただいて、飯塚市を巻き込んだ議論にして、改めてとっていただいて、どのような変化があるのか、言論や筆の力というのは、どのような市民に影響を与えるのか、そのような観点から、市民の声を聴くというのは大事だと思いますが、申し上げたとおり、なぜ学者の方と市民の方、しかも特定の方々が議論をして、最終報告をつくると。このような形になるのかというところが、市民の声を広く聴くというのと矛盾するんじゃないかというところのご指摘でございます。

○小幡委員

今、藤間委員の見解と申しますかね、学者対市民というような構図をとられておりますが、団体の方もおられますし、そういった一応15人以内という想定しておりますが、その中で揉んでくださいですから、一概に学者と市民が張り合うと、議論を交わすだけとは考えておりません。ですので、その中で市民アンケートをとってもらってもよし、公聴会を開いてもらってもよし、どこかの施設を使って会議を開いてもらってもよし、そこはフレキシブルに考えておりますので、その会議の中で、またどういった市民の意見を幅広く集約するかというのは、揉んでいただきたいということですから、今、指摘のように学者対市民だけの戦いと言いますかね、そういう感覚は持っておりません。

○藤間委員

1つ目、訂正というか、今おっしゃっていただいて、私は学者対市民という構造では申し上げておりませんで、学者の方々のご意見に引っ張られてしまう方もいるだろうというところで、まず二項対立については一切申し上げておりませんので、そこはご確認お願いしますと。

次でございますが、最も重要なご指摘としては、おっしゃるとおり市民の声を聴く、公聴会を開く、すごく大事なことだと思います。この大事なことをする主体というのが、なぜこのご提案いただいた、これ調査会ですかね、なぜ我々、市民から1票いただいて選ばれた飯塚市議会が、主体的に公聴会を開いたり、市民の声を聴いたりして、報告をまとめるのではなく、なぜ一定の選抜を持った外部の方がまとめるのか、これは飯塚の市民の方からすれば、そういった重要なことを取りまとめるのは、自分たちが1票を託した市議会にしてほしい、そんな気持ちを持つんじゃないだろうかと思っております。改めて、なぜ今回この重要な取りまとめですか、最終報告を出すというのを、市議会ではなく、市議会の外の選抜メンバーが上げるのか、その点についてお伺いいたします。

○小幡委員

説明が足りなかったかもしれませんね。今、藤間委員が言われるように、ちょっと市民会議という表現をしていましたけども、そこも今提案がありまして、決して当委員会、議会のほうは何もしないということは一言も言っておりません。我々もアンケートをとったり、公聴会を開いたり、そういうことをやっていこうということで、この委員会でどんどん、今、藤間委員のおっしゃるような提案を上げていけば、何もしないということは、誰も断言していませんので、分けて考える必要ないと思えますけど、議会もやりますと。同じようなことを、市民のほうからもやっていただきたい、そのきっかけに、当委員会のほうから、そういう会議を開かれませんかという提案です。そうしないと、自主的に市民のほうから、そういうことをやろうというのが、なかなか発起されないんじゃないかという懸念からですね、市民の声を聴いてほしいということに答えて、そういう提案を差し上げております。

○藤間委員

今、1番最初に小幡議員がおっしゃったのは、市議会は何もしないわけではないとおっしゃ

いました。あたかも私が、市議会は何もしないんじゃないですかと質問したような形のご返答があったのを、まずは残念に思います。私が申し上げたのが、イニシアチブ、主導権を握るのは議会であるべきではないか。すなわち、何か私の質問の趣旨を違うところに持って行かれてご返答いただいたので、改めて伺いますが、指導権を握るのは市議会であるべきであり、市民や学者から一定の基準で選抜された外部の方が主導権を握るとするのは、市民の方からすれば、自分の託した1票がどうなっているんだと、そういったお気持ちになるんじゃないかと思っておりますが、改めていかがでしょうか。

○小幡委員

言葉のあやで申し訳ない。主導権を握る、握らないという感覚はありません。もちろん、本議会が市民から選ばれて、選出された議員たちですので、当議会で決めていきます。決定権は議会にあります。ですから、どちらが主導権という感覚でいけば、先ほど言いましたとおり議会が決定権を持っております。これに対する、どちらが主導権だという感覚はありません。議会のほうです。ですから、ちょっと、その点は勘違いと言うかな、があるかと思えますけども、同じ意見ですよ。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

説明ありがとうございました。私も1点だけ、学識経験者と呼んだり、ほかの市民の方と議員で話し合うといった点は、おおむね賛成しているんですけども、今、議論もあっていまして、調査会議については、どうなのかなとちょっと思っております。ご提案されている中で、公募で市民を選んだり、調査会議をするというのを外すといった考えはございますでしょうか。

○金子委員

調査会議というものを外すつもりはございません。

○藤堂委員

結構、皆さんと話していきたいという中で提案されて、揉んでいきたいということをおっしゃられているんですけど、皆さんとしては、あんまり調査会議はどうなのかなと、私としては印象を受けていて、でもアンケートはいいんじゃないか、学識者と呼ぶのもいいんじゃないか、私としても市民と議員で話し合うのもいいんじゃないかと思っている中で、そういった提案の修正みたいなのは、今後、考えられますでしょうか。

○金子委員

前回、提案させていただいた中でですね、市民会議の中で、そういういろんな会議の仕方とかに関しては、市民会議の中でも話し合ってくださいように考えておりますので、そのようにしていただければと思っております。

○委員長

いや、今の問いかけとしては、この提案を修正することはあり得るのかということですよ。

○金子委員

修正という考えはないんですけど、後日また考えていけばいいかなと思っております。今はないということですか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

当初、市議会議長会と法の解釈にそごがあったということで、議会事務局から説明がありましたが、今回この100条の2に基づいた調査会というふうに文言なりが変更されておりますが、設置要綱が大事だと思うんですが、この設置要綱、アドバイザーと調査会の要綱については、案になってはいますが、市議会議長会に提示をされましたか。

○議会事務局次長

議長会とは基本的には電話で相談させていただきますけれども、今回の設置要綱について議長会には確認しておりません。

○上野委員

そうだと思います。設置要綱の中で、特に調査会のほうですが、先ほど奥山委員からもご指摘がありました。委員15人以内をもって組織するということになっているので、小論文なりで市民の方を選ぶにしても、選びきれなかった場合、学識経験者が1人であれば、1人でもこの調査会議は成立することになります、それが1点。

もう1点、瀬戸委員からも指摘がありました。第5条で委員を選ぶ際ですが、先ほど公募により選出された市民は小論文で選ばれるというふうに言いましたが、とても私は、この議会の定数に興味を持っておられる市民の方が一生懸命書かれた小論文に優劣をつけることは、私自身はなかなか難しいと思っております。(2)に市内で活動する各種団体等の推薦する者がありますが、これは、もしですね、この推薦された方々が、高度な学識がないと飯塚市議会が判断を下した場合、この団体と私たちの溝が深まるんじゃないんでしょうかという懸念を持っております。それは、私の私的な意見ですが、市議会議長会にぜひお聞きをしていただきたいのは、委員の選定に関することが、全くこの要綱には記されていないんです。それで地方自治法100条の2の規定に基づく調査会となり得るのかどうか、これはぜひ確認していただかないと、賛否の判断ができない議員さんが、たくさんいらっしゃるのではないかと思います。この点、事務局としての見解はいかがですか。

○議会事務局次長

ただいま上野委員から、こういった部分について確認が必要ではないかというふうなご質問ですけれども、議長会のほうが、この内容について、どうこうというところは、恐らくご回答はいただけないというふうに思っています。先ほど議長会の回答の中でもご説明しましたように、議長会としては、市民だから駄目だということではないけれども、市民としての感覚、感想を問うような目的で市民を選定するのは、法の趣旨に反しますよということ、それから今回の100条の2の規定が、高度な知見を有する方を議会のブレインとして活動することを目的として改正がなされているということ。そういったことからですね、恐らく今言われましたように、仮に設置要綱という形で決定をして、こういった委員を選定するにあたって、恐らくこの委員会の中で決定しなければいけないんでしょうけれども、なかなかその辺もどうやって決めるのか、そういった基準、なかなか今後、議論がなされていく、まとまるのかなというちょっと心配はございます。

○上野委員

分かりました。この100条の2に基づいた調査会なりが、市民を含めた中で設置をされた事例があるのかどうか。もしあるとすれば、市民の選ぶ方法はどのようにされてあったのかを、ぜひこれは確認をしていただかないと、私どもとしては判断できないんですが、その確認は事務局としてできますか。

○議会事務局次長

こういった形で100条の2に基づいて学識経験者を選定する、これについては地方自治法第100条の2に基づいて議決をするということになりますけれども、その件に関して、前回、提案者のほうからですね、こういったところが、そういった活動をしているのではないかとことで、資料の中にご提示がありました。それを踏まえて、前回、資料要求が委員会からございまして、ただいま調査をしている状況でございます。その中で、具体的には、所沢市議会さんですね、そちらのほうで公募の市民の方を選んだということで、前回、提案者のほうからご説明がありましたので、それについては、何らか選定をする方法があったんじゃないかと思っておりますけれども、それ以外のところで、今、調査をしていますけれども、その確認までは至って

おりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

これは、次の議決の方法のところでも聞くべきかもしれませんが、5-1と5-2を、先ほど藤堂委員もおっしゃっていましたが、5-1と5-2をワンパッケージでやるというのは、提案者の意向でしょうか、それとも委員長の意向でしょうか。

○委員長

この分に関しては、アンケートをワンパッケージ、後者をワンパッケージと、提案者の意向という形ではございません。正副委員長としてそう考えたという形でございます。

○城丸委員

先ほど藤堂委員のほうからもありましたけど、私は5-1、5-2をワンパッケージでしないほうがいいのか、次の議決の方法のところで言うべきだろうと思っておりますけども、もし提案者の意向でなかったら、そっちのほうがいいんじゃないかと。

○委員長

はい、ありがとうございます。この後の採決のとりかたのところでも、またご協議させていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

ここでのアドバイザーの設置というのは、私も非常に賛成なんですけど、参加市民にアンケートを行うと書いてありまして、次に市民に広く意見を聴いた上でと書いてあるんですけど、これは一般市民の方にアンケートをとるというのは、私非常に重要だと思うんですけど、道祖委員のですね、これはどういうふうな意味ですか。市民に広く意見を聴いた上でと言うけど、どういうふうに意見を聴くのか。このアンケートというのは、参加された方だけのアンケートですか。一般市民には、そういうアンケートはとらないというような感じなんですか。

○金子委員

一般市民の方にも広くとっていただくし、またその話合い、調査会があれば、その中でもまたアンケートをとっていただくという形もあるかと思っております。一般にも、広くという形もあると思います。2、3、4で出されたような形もあるのではないかと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今、質疑応答があっているのは、修正案に関する質疑応答をしているんですかね。採決の方法については後ほどですね。

私は、採決の方法について、先ほど城丸委員が言われた分離してというのが妥当ではないかなというふうに、私も思います。その上でお尋ねしたいことは、アドバイザー会議のほうは、調査特別委員会の議決を受けて、3人以内、議長の下に置くということになっているでしょう、学識経験者。一方で、この検討調査会議は、調査特別委員会の議決を受けて、15人以内、議長が委嘱するとなっているんですよ。翻って、我々は調査特別委員会を本会議で設置して、このように審査し、そして覚悟を持って議決に臨んでいかないといけないことになっていくんですけど、1年以内に、そういうことになってくるとですね、議長はなぜそんなにね、アドバイザー会議を持たなくてはならないのか。一方で検討調査会議を持たなければならないのかというのが分からない。議長に権限が集中してしまうのではないかという気がするんですけど、その心配はないのでしょうか。

○金子委員

はい、心配はないと思っております。

○川上委員

大いに心配をするわけですよね。それで、それぞれについて修正案ということなので、お聞きしますけれども、市議会アドバイザー設置要綱案の所掌事務の第2条に、末尾のほうに「調査研究の上、報告等を行うものとする。」と書いてありますね。この「等」には何が入るんでしょうか。

○金子委員

この「等」に関しては、調査されたときの資料等を出すということも考えております。資料提出という意味もあると思っております。

○川上委員

ほかにはどういったものがありますか。

○小幡委員

報告等の中の「等」は、報告に対して、報告の内容に従う、今言いました書類関係、その会議が行った行為ですね、アンケートをもしされたとすれば、そのアンケート結果、公聴会を開かれたとすれば公聴会の意見、そういった資料を含めて、報告書を作成していただきたいという思いから、「等」をつけています。

○川上委員

この中には、実は勧告という性質が入ってくるのではないんですか。

○金子委員

勧告は考えておりません。

○川上委員

この文面からいうとですね、この日本語から言えば、報告等の中に、「等」の中に資料が入っているだとかいうようなことは、日本語的にはあり得ないと思うんですよね。だから、私がこの報告等の中には、勧告というのが入る余地がないのかというふうに思うわけです。

○小幡委員

日本語的にはおかしいという表現を用いれば、「等」を外すことも、全然やぶさかではないと思っておりますよ。ですから、勧告は入っておりません。ですので、あくまでも案という表現をしておりますので、もしご指摘いただければ、その「等」を外せという意見を、この委員会で決定すれば、「等」を外すことに対してもやぶさかではないということです。

○川上委員

もう今日は議決しないという答弁をしてあると思うんですけど。委嘱、第3条に、学識経験を有する者3人以内としということで、この調査特別委員会で議決しないといけないんですけど、人事案件になるんですね、委員会で人事案件を議決するわけでしょう。そういうことなんでしょう。

○金子委員

はい、そういうことです。

○川上委員

人事案件であれば、誰が提出するんですか。

○金子委員

この提出に関しましては、委員長だと考えております。

○川上委員

これは委員会ですから、委員長が提出するわけですか。議長ではないんですか。

○金子委員

はい、委員長だと考えております。

○川上委員

そうですか。人事案件提出には議員の委員長がぼんと人事案件を出せるんですか。あるいは議長が人事案件をぼんと出せるんですか。人事案件を出す法的な権限というのは、どこにあるんですか。議長にぼんとあるんですかね、委員長にあるんですか。

○小幡委員

考え方を申し上げます。人選ですが、飯塚市議会の当委員会が選びます。選んで、代表して委員長から、委員長が議長に報告するというスタイルを、我々は今のところ考えております。ですから、地方自治法の100条の2を使って、そういう人事を決めたい、人選をしたい。それは、アドバイザーも各種団体も市民においても、そうしたいという考えでおります。

○川上委員

つまりね、この調査特別委員会の議決を経てというのは、できないのではないのかと、ルール上、と思ったわけですよ。どうなんですか。書いているけど。

○小幡委員

100条の2を基に、そういう人選をしたいという考えを、先ほど説明した考えでおります。ですので、逆に反問権ではありませんけど、指摘されれば、こういうところがまずいよということをおっしゃっていただければ、また検討したいとは考えております。

○川上委員

そうなってくるとね、金子委員が先ほどね、議長の権限が大きくなりませんかと私が聞いたのに対して、なりませんと言われたんだけど、なるじゃないですか。議長ないし委員長が、このメンバーの人事案件を出すとするばね、人事議案を出すとするばね、大きいですよ、権限は。

次にですね、今度はもう1つの5-2のほうですね。検討調査会議の設置のほうですけども、第5条に委員がありますけれども、先ほどと同じような問題が生じるんですけども、私にとっては問題が生じるんだけど、これについては先ほどと同じように、意見があれば修正しますというようなことなんですか。

○委員長

川上委員、もう一度、先ほどの分もあわせて説明いただけますか。

○川上委員

だから、1、2、3についてはもう少し後で聞きますけど、人事案件が出るわけでしょう。この人事案件は誰が出すんですかということと、それによっては調査特別委員会の議決を経て、議長が委嘱するというふうに書いてあるけど、そういったことができるのかなということを、先ほど申し上げました。それで、同じ疑問をここでも持つわけですね、表現が一緒ですから。これに対しては、先ほど小幡委員が、もう少し考えて修正もやぶさかではないという趣旨のことを言われたので、ここはそういうふうな扱いになりますかと聞いたわけです。

○小幡委員

修正もやぶさかではないというのは、ここはまずいという指摘を受けて、指摘していただければ、それを検討したいので、修正もありかと思えますという想定の話です。先ほど委員長が議長にという説明のくだりをしましたけども、当委員会でも人事も決定することですから、採決とるなり、この委員会の合議制をもって、この方を選ぶと。それで、それを委員長が代表して議長に伝えるという、通常の議事の進め方をすれば問題ないと、今のところは考えております。ですので、何か指摘があればご指導ください。それに対しては修正もありかなという答弁をさせていただきました。

○川上委員

ですから、委員長が、人事に関わる議案になるわけですから、委員長がどういうふうに出すのかというところが、ちょっとはつきりしないなという感じですね。先ほど、市民の方から、いろいろ応募されたものをね、その意見を採用しないとかいうようなことも、どうかという指摘もあったんですけど。それでね、この(1)学識経験を有する者、(2)市内で活動す

る各種団体等の推薦する者、（３）公募により選出された市民というのがあるんだけど、全体の定数は１５人以内となっているわけですよ。それぞれについて人数的な、（１）については何人、（２）については何人、（３）については何人と書いていないのは、どういう理由でしょうか。

○金子委員

書いていないのは、最終的には皆さんで考えることかなと思ったので、あえて書いておりません。一応、私たちの中では、学識経験者は３名、団体から推薦される方は６名、公募委員の方も６名というふうには、案として考えておりました。

○川上委員

これは法律の形をとっていくわけですから、決めた後にこう考えられます。みんなで話し合っていくまいかというのでは、要綱の、何て言うかな、要件がまだ揃ってないということではないかと思うんですよ。だから、これについては、それぞれに何人、何人、何人ということを決めなければね、要綱として採択することができないんじゃないかなと思うんだけど、それは先ほど、どなたかも指摘されたでしょう。１人でも成り立ちますよねと、この文言上。だから、そういうことなんですよ。

○小幡委員

同じ意見が１つ、２つ出てますね。確かに１５人以内とする、執行部の提案もよくそういうような表現をします、何人以内。今言いました（１）（２）（３）ですね、それは先ほど奥山委員が言われたのかな、教授とか学識経験者がたった１人の可能性もありますので、あえて人数は入れておりません。１５人以内ということ限定しまして、あくまでも金子が言いましたとおり、３、６、６の想定はしておりますが、３が４になる場合、６が３になる場合、もしくは６の市民が１０になる場合とかいうようなフレキシブルな考えを持っていますので、学識経験を何名、団体を何名という、固定をしなかったというふうに理解していただきたいと思います。マックス１５人以内という考えです。

○川上委員

よく考えて出されたんだらうと思うけど、もう少し考えたほうがいいんじゃないかな。先ほどから言っていますように、議長に相当大きな権限が働く仕組みになっているんですよ、人選においても。そして、１５人以内と決めているけれども、その（１）（２）（３）について何人と決めてないので、議長が選ぶことができるわけですよ。そうするとね、先ほどから指摘が随分ありますけど、恣意性、議長の、もっと言えば思惑ですね、というのが働いていく要素が、かねない状況になっていると思うんですよ。フレキシブル、柔軟性というのはね、英語を使うとろくなことないけど、柔軟性というのはね、ここでは駄目なんじゃないですか。そういうふうと考えてないというのは、やっぱり全体として、議長の権限を大きくするという仕組みに、この２つの要綱はなっているということじゃないかと思うわけですよ。

○小幡委員

ご指摘は分かりますが、議長の権限を、今、川上委員がおっしゃるとおりとは思っておりません。あくまでも民主主義にのっとって、合議の下ですから、しっかりとこの委員会で審議し、決定したことを、言い方は失礼だけど、単純に委員会の委員長が代表して議長にというスタイルをとっていますので、人選において議長が勝手に決めていいというルールは設けておりません。あくまでも、この委員会で選びたい、人選したい。人選が難しいという意見も確かにありました。でも、それは決定しなければならないということですよ。

○川上委員

この人事案件は、例えば委員の中の３人が、この方をということで議案として出したりすることはできないということになるでしょう、これだと。だから、決めるときは議決をするというんだけど、人事案件提出権は、議長しかないわけでしょう、委員長しかないわけでしょう。

そうしますとね、やっぱり絶大が力を持ちますよ、委員長は。しかも、今（１）（２）（３）について、人数まで決めていない。柔軟性がありますよということになってくると、繰り返しになりますけど、金子委員が私の質問に対して、そういうことはないとおっしゃったけれども、吟味していくとね、結果として、仕組上、委員長に相当大きな権限がね、アドバイザー会議の設置要綱でも３人以内であるし、それからもっと深刻なのは、検討調査会議の中で１５人以内という中で働いてくるし。

そこでね、それは指摘しておきたいと思うんですけど、もう１つ聞きますね。それで、そういう考え方が妥当かどうか、私もちょっとあるんだけど、市長部局の審議委員については、女性の比重を高めていくということで努力しているじゃないですか。何年もかけて４割とかいうんじゃないくて、もう相当な勢いでね、一気に５割を超すようにというふうに、私は思うんですけども、この議員定数の問題については、かねてから発言しておりますけれども、女性の政治的な地位向上との関係が、これに逆行しないかという問題が、議案については、７号についてはあるわけですね。その点でいうと、女性の比率、男性でない性の比率というふうに言ってもいいと思うけど、これについてはどういうふうにお考えかね、ここが男性ばかり、ほとんど男性というようなことで、この検討調査会議はいけないのではないかと思うけど、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○委員長

結構時間もなりましたので、一旦休憩させてもらってもいいですか。暫時休憩いたします。

休 憩 １１：２０

再 開 １１：３０

委員会を再開いたします。先ほどの答弁から始めます。

○金子委員

川上委員から質問されました性別に関することなんですけども、提案書に私たちずっと２番の中で書いておりますが、今回も修正案の中で２番の①、調査会議の公募委員については、年齢、性別、意見などに配慮して選ぶというふうに書いております。私といたしましては、具体的に半数、１５人以内ということですので、例えば１５人だったら、７人と８人という形で選びたいと思っております。

○坂平委員

この特別委員会は一時的に中断して、本会議のほうに入ってください。本会議のほうを優先でしょう。

○委員長

今の坂平委員のお話でございます。言われるように本会議については、定刻、きちんとした時間をもって開催したいと思っております。本会議につきましては、１時から開会したいと思っておりますので、その中で——（発言する者あり）

○坂平委員

この日程の時間を聞いたのは、あくまでもこの特別委員会は１１時までということで、メール等いただいておりますけど。それはどんなふうになっているんですか、１時とかいうことは。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １１：３２

再 開 １１：３４

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

○坂平委員

質疑ではございませんけどね、この議論はずっともう何時間もやっているわけですよ。我々

は、先ほど藤間委員が言われたようにね、今回の選挙で、投票率50%以上の中で、我々は市民の負託を受けて、この議会に上がってきておるわけですよ。そしたら最終的に、市民のアンケートはいいですよ。ほかの意見とか云々はね、我々この28人の議員の中で、定数とかね、そういったものもアンケートをとった後でようございますので、判断すべきじゃないかと、私は思っております。だから皆さん方もどういうふうに思うか知らんけど、それぞれの議員が市民の負託を受けてこの場におけるわけですからね、そこに委ねるべきではなからうかと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

よろしいですか。そうしましたら、提案者に対する質疑を終わらせていただきます。どうぞお戻りください。

質疑を終結しましたので、これからあと採決となります。採決について改めて説明させていただきます。提案の1番と6番については保留となっております。残り、先ほどお話しさせていただいたのは、アンケートの実施、2、3、4のアンケートの実施を1つと、それと5-1、5-2を1つとして採決をしたいというお話をさせていただいておりました。そして、まずはお話を聞いてからというふうな形でありましたので、採決のやり方については決めずに、今の質疑を行いました。そして、その中で、城丸委員のほうからは、5-1と5-2については分けてしたほうがいいのではないかという提案もございました。ですので、まずアンケートについては、3つをアンケート実施というふうな形でくくることについては、皆さんご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

異議ないですね。そしたら、アンケートについてはそのようにさせていただきます。

もう1つ、5-1と5-2についてなんですけど、今、分けてはというお話がございましたので、分けてさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

よろしいですか。分かりました。そうしましたら、今から3つのアンケートの実施が1つ。議会アドバイザーの設置が1つ。そして、5-2の調査会議が1つというふうな形で採決を行います。よろしいですね。

改めてお諮りいたします。採決の方法については、前回の二択を撤回し、2から4のアンケートが1つ。そして5-1が1つ、議会アドバイザーの設置が1つ。そして、5-2調査会議の設置が1つ。この3案について諮りたいと思います。どれに賛成されてもいいというふうな形の採決の方法になりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。なお、採決の方法については、起立採決とさせていただきますので、ご了承ください。

まず最初に、各提案に対する、3本まとめて、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。提案のありました2と3と4につきましては、陳情第13号の手法における取組の提案がありましたけれども、その趣旨に沿った内容を行うとのことがありましたので、私はこの2、3、4について賛成の立場であります。

なお、5-1と5-2については、法的な根拠の問題について心配しておりましたけれども、これについては、事務局あるいは提案者の説明を聞いて納得をしました。同時に、先ほどアドバイザー会議及び検討調査会議についても詳細を聞きましてけれども、これを我々が生かしていくことができるというふうに思いますので、市民の声を聴く、学識経験者の声を聴いて、最終的には我々が覚悟を持って決断していくということについて言えばですね、この2、3、4、

5-1、5-2について、全てについて賛成したいと思います。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。お諮りいたします。まず、2番目の瀬戸委員、3番目の道祖委員、4番目の藤間委員より提案のありました「アンケートを行う」ことについて、実施することに、賛成の委員はご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、「アンケートを行うこと」については、実施することに決定いたしました。

次に、5-1、金子委員、小幡委員より提案のありました「アドバイザーの設置」について、実施することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、「アドバイザーの設置」については、実施することに決定いたしました。

次に、5-2、「学識経験者や公募市民などによる調査会議をつくり、議論を深めていくこと」について、実施することに、賛成の委員はご起立願います。

(起 立)

賛成少数。よって、「学識経験者や公募市民などによる調査会議をつくり、議論を深めていくこと」については、実施することは否決されました。

採決の結果、2番目の瀬戸委員、3番目の道祖委員、4番目の藤間委員より提案のありました「アンケートを行うこと」について、そして、5-1、金子委員、小幡委員より提案のありました「議会アドバイザーの設置」についてを実施することに決定いたしました。

なお、決定いたしました各項目については、まずは正副委員長と提出者において調整の上、次回以降の委員会において、実施案の詳細について協議を進めていただきたいと思います。

ただし、決定いたしました項目のうち、アドバイザーの設置については、地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用であることから、議会の議決を必要といたしますので、提出者におかれましては、議員提出議案として提出されるのであれば、所定の手続を行ってください。

議員定数のあり方につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

議員提出議案につきましては、毎回、継続審査を諮る必要がございますので、お諮りいたします。「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、慎重に審議をするということで、継続審査といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。